



※豊橋市河川事業概要の「普通河川及び水路の基準（内規）」によると

- ・ 幹線水路とは普通河川の基準に該当しない公共の水流及び水面であって、その流域が比較的大きなもので概ね1.0m以上のもの。

- ・ 支線水路とは普通河川または幹線水路基準以下の水路で幅0.36mを超えるもの。

※但し、一般国道23号バイパス及び豊橋東バイパスの道路区域内は除外する。

(*1) 蓋がかけられ、道路区域になっている内空幅360mmを超えるもので出入り口などで構造物表面のみをいじる行為は道路承認工事で処理すること

注) 占用物（給排水管、ガス管等）はフローによらない

道路台帳図記載あり→道路占用 道路台帳図記載なし→用地にて判断